

京丹波町立学校複写機賃貸借及び保守サービス業務に関する契約仕様書

1 契約の内容

京丹波町（以下「発注者」という。）に対し、複写機賃貸借・保守サービス供給業者（以下「受注者」という。）が複写機を設置し、その複写機の適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼働し得るように、点検、清掃、調整、補修及び部品の交換等を行い、複写に必要なドラム、トナー等消耗品（用紙及びステイプル針を除く。）を円滑に供給し、発注者がこれに対して、複写機の賃借料及び複写枚数に応じた保守サービス料金を支払うものとする。

2 契約期間

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）234条の3の規定による長期継続契約とし、契約期間は、平成24年4月2日から平成29年3月31日までとする。

ただし、本契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、本契約を変更し、又は解除することができるものとする。

3 契約金額（単価）

本件は、次の業務について契約を行い、料金を支払うものとする。

（1）複写機の賃貸借料金

本仕様書に記載した複写機の月額賃貸借料（税抜き、オプション含む）で契約を行う。

（2）保守サービス料金

上記（1）の複写機の使用に係る保守サービス料金については、モノクロ及びカラーの1枚当たりの単価（税抜き）で契約を行う。このとき、使用枚数による単価の変動はないものとする。

（3）本仕様書に記載した複写機の月額賃貸借料の総額、及び保守サービス料金の総額の合計金額を入札額とする。

4 複写機の設置台数及び機種

複写機の設置台数は、総数4台とし、その設置場所及び設置機種は、別紙のとおりとし、同等品は認めないものとする。なお、機器は最新のものとし、再

生機、再整備機及び中古機は不可とする。また、設置場所には変動の可能性があるものとする。

5 料金の支払

- (1) 受注者は、毎月末において発注者の係員の確認を受けて、複写枚数に応じた保守サービス料金、複写機の賃貸借料及び法令所定の消費税を発注者に対し請求する。
- (2) 保守サービス料金は、1箇月間（月の初日から末日までをいう。以下同じ。）の複写枚数に契約単価を乗じた額（小数点以下切捨て）とする。
- (3) 複写枚数は、当該機器による1箇月間の総複写枚数から、受注者の技術員が当該機器の点検、調整等のために使用した複写枚数を減じた数とする。
- (4) 複写機の賃貸借料及び保守サービス料金の請求は、複写機ごとに行うものとする。

6 複写機の保守等

- (1) 複写機の故障等により、発注者が当該機器を正常な状態で使用できないときは、受注者は発注者の要請に基づき、直ちに技術員を設置場所に派遣して、速やかに正常な状態で使用することができるようにしなければならない。
- (2) 複写機の故障等が頻繁に発生する場合は、受注者は速やかに新しい機器に交換しなければならない。
- (3) 受注者の作業の実施は、原則として発注者の就業時間内に行うものとする。
- (4) 消耗品については、発注者からの申出等に基づいて円滑に供給を行うとともに、使用済み消耗品の回収を行うこと。
- (5) 受注者は、発注者が複写機を適切に使用することができるように、機能等について学校職員及び教育委員会へ必要な指導及び助言を行うものとする。

7 複写機の管理等

- (1) 複写機及び消耗品等の所有権は受注者に属し、発注者はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用し、管理する。
- (2) 発注者は、複写機の設置場所を変更するときは、あらかじめ受注者に通知する。この場合当該機器の移動は、受注者が行うものとする。なお、設置場所変更に必要な費用は、受注者が負担するものとする。

8 保険

受注者は、契約対象物件について、受注者の費用で動産総合保険に加入する。

9 機器の設置等

- (1) 機器は平成24年4月2日から正常に稼働できるように設置し、取扱方法の適切な指導を行うこと。なお、搬入に際しては、発注者と協議のうえ、前設置業者と入替時期の調整を行うなど、機器が利用できない期間が生じないようにすること。また、契約期間終了後は速やかに撤去しなければならない。
- (2) 搬入設置及び撤去に要する費用は、受注者が負担するものとする。
- (3) 設置に際し、機器のネットワーク接続及び設定等を行うこと。

10 機密の保持

- (1) 受注者は、保守の実施に当たって知り得た発注者の業務上の機密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。契約期間満了後も同様とする。
- (2) 受注者は、保守作業において記憶装置を交換する際や契約終了後の機器撤去の際等、記憶装置から情報漏えいの可能性がある場合は、自らの費用負担において、発注者の使用により記憶されたすべてのデータを完全に消去すること。

別紙

複写機の設置場所、設置機種等一覧

設置場所	設置場所住所	エレベーター の有無	設置機種	台数	月間複写想定枚数	
					モノクロ	カラー
丹波ひかり小学校 1階	京丹波町曾根 宮ノ浦戸麦54番地	—	富士ゼロックス社 DocuCentre-IV C2263 PFS-2T	1台	1,000枚	800枚
瑞穂小学校 1階	京丹波町橋爪 桧山118番地	—	富士ゼロックス社 DocuCentre-IV C2275 PFS (オプション) フィニッシャーA1	1台	6,500枚	2,400枚
和知小学校 1階	京丹波町本庄 安田7番地	—		1台	4,500枚	700枚
和知中学校 2階	京丹波町市場 丸ヶ野4番地	無		1台	4,000枚	600枚
月間複写想定枚数 合計					16,000枚	4,500枚